

令和8年6月11日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 黒木 和彦

### 北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
G5	試験器用冷却槽送水修理役務	島松駐屯地	8.9.30	8.6.11	8.6.24(1000)	8.6.24(1000)	防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)は問わない。	総品目総額

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先  
〒061-1393  
北海道恵庭市西島松308番地 島松駐屯地  
陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 原価計算課  
TEL:0123-36-8611(担当:契約班 湯地(ゆじ) 内線:5257)  
FAX:0123-36-8719

※ 原価計算班から市場調査価格の依頼があった場合は、確実なご協力をお願いします。

## 見 積 依 頼 書

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6MCE1AA00680		6MCZ1A20021 0001				NW-Z210051	
品名 または 件名							
試験器用冷却槽送水修理役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				0		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
島松駐屯地				整一管 中田技官 (5649)			
搬入場所				納 期 または 工 期			
整備部# 86隣接ポンプ室				令和8年9月30日 (水)			

## 2 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、北海道補給処調達会計部に掲示及び北海道補給処ホームページに掲載する。  
(<http://www.mod.go.jp/g sdf/nae/nadep/dep.html>)

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和8年6月24日 (水) 10時00分 調達会計部原価計算課 契約班

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

## (1) 見積の方法

ア 見積者は、消費税を考慮しない見積金額を見積書に記載すること。

イ 見積書の余白に「当社は入札及び契約心得の内容を承諾します。」及び「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する制約事項について誓約いたします。」と記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額の10.0%に相当する金額を加算した金額をもって、落札価格とする。尚、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

## (2) 無効見積

ア 見積依頼に関する条件に違反して見積もりした場合。

イ 見積金額が明瞭でない場合。

ウ 見積者が誰であるか識別できない場合。

エ 契約心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合。

## (3) 違約金

ア 落札者が契約を結ばないときは、見積金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

イ 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## (4) 履行延期賠償金

延滞1日につき未納金額の1000分の1の金額を賠償金として徴収する。

## (5) その他

ア 見積辞退の場合は、見積書に辞退の旨、辞退届書を具体的に記入のうえ提出されたい。

イ 見積書は、期日迄に必着 (FAX可、但し後日原本提出 (郵送又は直接持参)) するよう提出されたい。

ウ 見積書には住所・社名・代表者の役職・氏名の記載、押印省略の場合はさらに担当者名・連絡先を記載されたい。

エ 仕様等に疑問の点があれば、契約担当者に連絡し内線等を確信して使用担当者へ問い合わせされたい。

オ 契約等に疑問の点があれば、契約担当者へ問い合わせされたい。

※ 価格証明書についてもあわせて提出をお願いします。

見積書提出先 〒061-1393 北海道恵庭市西島松308 陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部 原価計算課 契約班 (担当：湯地)  
電 話 0123-36-8611 (内線5257番)  
FAX 0123-36-8719 (直通)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	仕 様 書 番 号		
試験器用冷却槽送水修理役務	NW-Z210051		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 8年 6月 10日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する試験器用冷却槽送水修理役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002Sの1.2による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務対象品の設置場所

役務対象品の設置場所は、北海道恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処整備部

### 2.2 実施場所

役務実施施設は、図1による。

#### 2.2.1 試験器用冷却槽送水修理役務実施要領

試験器用冷却槽修理役務は、契約の相手方の責任において完全に実施するものとし、実施要領は、附属書Aによる。

### 2.3 試験器用冷却槽送水修理役務の要領

#### 2.3.1 試験器用冷却槽用修理部品名

部品名は、表1のとおりとする。

表 1

No.	部 品 名	箇所	部品点数
1	給水立管付フート弁1系統（1点） グランドパッキン2系統（2点）	3箇所	3点

#### 2.4 使用材料

試験器用冷却槽送水修理役務に必要な資材等は、契約の相手方が準備するものとする。

#### 2.5 外観

試験器用冷却槽送水修理役務後の外観は、使用上有害なきず、割れ、その他欠陥がなく、機能が良好なものとする。

### 3 品質保証

#### 3.1 検査など

役務後の検査などは、官側立会のうえ、提出書類及び動作確認後、引き渡しを行うものとする。

#### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

#### 3.3 品質保証期間

試験器用冷却槽送水修理役務に伴う品質保証期間は、検査合格の日から、1年間とする。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類など

提出書類などは、表2によるものとし、これ以上の書類を必要とする場合及び細部については契約担当官等の指示による。

表2-提出書類

No.	提出書類	部数	提出時期	備考
1	承認用書類	1	契約後速やかに	様式随意
2	作業記録（役務完了調書）	1	各日の作業終了後	様式は、図2による。
3	役務打合簿	1	その都度	様式随意
4	修復状況写真 （実施前、実施後）	1	役務完了後速やかに	撮影場所は監督官の指示による。

#### 4.2 駐屯地への立入り要領など

駐屯地への立入り要領は次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。  
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、契約担当官等に申し出るものとする。
- c) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、契約担当官等及び駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

#### 4.3 電気など

電気及び水の使用に関しては有料とする。

#### 4.4 秘密保全など

秘密保全などは、次による。

- a) 契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

#### 4.5 安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

#### 4.6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

#### 4.7 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材，産業廃棄物は，官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し，駐屯地内の施設などに損傷を与えないよう充分注意して施工するものとし，万一破損させた場合は，速やかに契約担当官等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本役務終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 契約について第三者に請け負わせる場合は，「入札及び契約心得」で定める「下請負承認申請書」を契約担当官に提出し，承認を受けるものとする。

図面	図 1 - 試験器用冷却槽送水修理役務実施場所		縮尺	作成年月	図面作図
				R8.3.12	技官 中田雄介

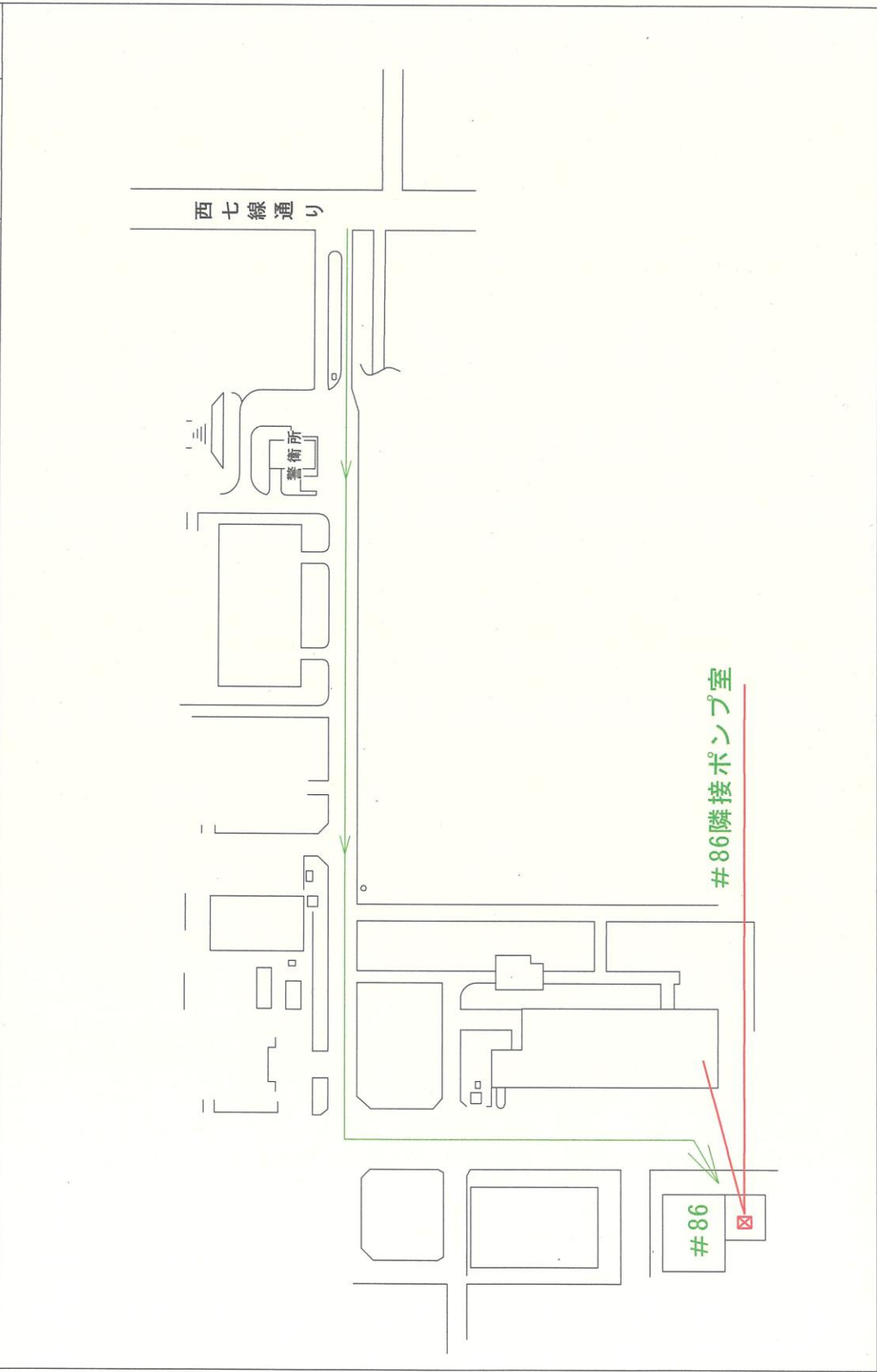


図 1 - 役務実施施設配置図

作業記録（役務完了調書）			
実施年月日		検査官	監督官
契約業者名			
実施場所			
作業内容			
作業細部	実施時間	実施者名	必要事項又は所見

図 2 - 作業記録（役務完了調書）

附属書A  
(規定)  
試験器用冷却槽送水修理役務要領

**A.1 適用範囲**

この附属書は、本体の 2.2.1 に基づき、修理要領について規定する。

**A.2 試験器用冷却槽送水修理役務要領**

試験器用冷却槽送水修理役務は、汲み上げが困難な要因の弁を交換し機能を回復に務める。  
要因の回復処置は別紙、回復項目表による。

**A.3 試験器用冷却槽送水修理役務に伴う発生材の処置要領**

試験器用冷却槽送水修理役務に伴う発生材は、契約の相手方の責任に於いて処置を行うこと。

## 回復項目表

連番	修理項目
1	冷却槽内から給水ポンプ前に付属する立管（フート弁付）を撤去する。 （管長：約 3m）。
2	契約の相手方が準備したフート弁及び立管を据え付ける。（管長：約 3m）
3	水漏れしている給水ポンプの回転軸用グランドパッキン（2箇所）を取り外す。
4	契約の相手方が準備した給水ポンプ用回転軸用グランドパッキン（2箇所）を取付ける。
5	それぞれが機能を満たすことを確認したのち終了とする。

※ 必ず、事前に現地及び状況を確認したのち、見積を行うものとする。

## 見 積 書

件名リスト一連番号	G 5
-----------	-----

見積金額

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
試験器用冷却槽送水修理 役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
				合計	
納入（履行）場所	島松駐屯地	納 期 (履行期限)		8.9.30	
契約保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得（駐屯地用）」「オープンカウンター方式実施要領」「標準契約書（駐屯地用）」「標準契約書（補給本部等用）」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得（駐屯地用）」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 黒木 和彦 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。